


介護報酬の算定構造

介護予防サービス

:平成26年4月改定箇所

I 指定介護予防サービス介護給付費単位数の算定構造

- 1 介護予防訪問介護費
- 2 介護予防訪問入浴介護費
- 3 介護予防訪問看護費
- 4 介護予防訪問リハビリテーション費
- 5 介護予防居宅療養管理指導費
- 6 介護予防通所介護費
- 7 介護予防通所リハビリテーション費
- 8 介護予防短期入所生活介護費
- 9 介護予防短期入所療養介護費
 - イ 介護老人保健施設における介護予防短期入所療養介護費
 - ロ 療養病床を有する病院における介護予防短期入所療養介護費
 - ハ 診療所における介護予防短期入所療養介護費
 - ニ 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における介護予防短期入所療養介護費
- 10 介護予防特定施設入居者生活介護費
- 11 介護予防福祉用具貸与費

II 指定介護予防支援介護給付費単位数の算定構造

介護予防支援費

I 指定介護予防サービス介護給付費単位数の算定構造

1 介護予防訪問介護費

基本部分		注 介護職員初任者 研修課程を修了し たサービス提供責任者 を配置している場合	注 事業所と同一の建物に 居住する利用者30人以上に サービスを行う場合	注 特別地域介護予防訪問介護 加算	注 中山間地域等における小規模事業所 加算	注 中山間地域等に居住する者へのサービス 提供加算
イ 介護予防訪問介護費(Ⅰ)	要支援1・2 週1回程度の介護予防訪問介護 が必要とされた者 (1月につき 1,226単位)	×90/100	×90/100	+15/100	+10/100	+5/100
ロ 介護予防訪問介護費(Ⅱ)	要支援1・2 週2回程度の介護予防訪問介護 が必要とされた者 (1月につき 2,452単位)					
ハ 介護予防訪問介護費(Ⅲ)	要支援2 週2回を超える程度の介護予防 訪問介護が必要とされた者 (1月につき 3,889単位)					
ニ 初回加算 (1月につき +200単位)						
ホ 生活機能向上連携加算 (1月につき +100単位)						
ヘ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×40/1000) (2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +(1)の90/100) (3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +(1)の80/100)	注 所定単位は、イからホまでにより算定した単 位数の合計				

： 特別地域介護予防訪問介護加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

2 介護予防訪問入浴介護費

基本部分		注 介護職員2人が 行った場合	注 全身入浴が困難で、 清拭又は部分浴を実施した場合	注 事業所と同一の建物に 居住する利用者30人以上に サービスを行う場合	注 特別地域介護予防訪問入浴介護 加算	注 中山間地域等における小規模事業所 加算	注 中山間地域等に居住する者へのサービス 提供加算
イ 介護予防訪問入浴介護費	(1回につき 860単位)	×95/100	×70/100	×90/100	+15/100	+10/100	+5/100
ロ サービス提供体制強化加算	(1回につき +24単位)						
ハ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×18/1000) (2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +(1)の90/100) (3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +(1)の80/100)	注 所定単位は、イからロまでにより算定した単位数の合計					

： 特別地域介護予防訪問入浴介護加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

[脚注]

1. 単位数算定記号の説明

- +〇〇単位 ⇒ 所定単位数 + 〇〇単位
- 〇〇単位 ⇒ 所定単位数 - 〇〇単位
- ×〇〇/100 ⇒ 所定単位数 × 〇〇/100
- +〇〇/100 ⇒ 所定単位数 + 所定単位数×〇〇/100

3 介護予防訪問看護費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	
イ 指定介護予防訪問看護ステーションの場合	(1) 20分未満 週に1回以上、20分以上の保健師又は看護師による訪問を行った場合算定可能 (318単位)	×90/100	事業所と同一建物に居住する利用者30人以上にサービスを行う場合	夜間若しくは早朝の場合又は深夜の場合	2人以上による介護予防訪問看護を行う場合	1時間30分以上の介護予防訪問看護を行う場合	特別地域介護予防訪問看護加算	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	緊急時介護予防訪問看護加算(※)	特別管理加算
	(2) 30分未満 (474単位)										
	(3) 30分以上1時間未満 (634単位)										
	(4) 1時間以上1時間30分未満 (1,144単位)										
	(5) 理学療法士等の場合 (318単位) ※ 1日に2回を超えて実施する場合は90/100										
ロ 病院又は診療所の場合	(1) 20分未満 週に1回以上、20分以上の保健師又は看護師による訪問を行った場合算定可能 (256単位)	×90/100	事業所と同一の建物に居住する利用者30人以上にサービスを行う場合	夜間又は早朝の場合 +25/100 深夜の場合 +50/100	30分未満の場合 +254単位 30分以上の場合 +402単位	特別地域介護予防訪問看護加算	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	緊急時介護予防訪問看護加算(※)	特別管理加算	
	(2) 30分未満 (383単位)										
	(3) 30分以上1時間未満 (553単位)										
	(4) 1時間以上1時間30分未満 (815単位)										
ハ 初回加算 (1月につき +300単位)											
ニ 退院時共同指導加算 (1回につき +600単位)											
ホ サービス提供体制強化加算 (1回につき +6単位)											

注：特別地域訪問看護加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、緊急時訪問看護加算、特別管理加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目
 ※ 医療機器等を使用する者等特別な管理が必要な状態の者への月2回目以降の緊急的訪問については、夜間、早朝、深夜の加算を算定できるものとする。

4 介護予防訪問リハビリテーション費

基本部分		注	注	注	注
イ 介護予防訪問リハビリテーション費	病院又は診療所の場合	×90/100	事業所と同一の建物に居住する利用者30人以上にサービスを行う場合	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	短期集中リハビリテーション実施加算
	介護老人保健施設の場合				
ロ サービス提供体制強化加算 (1回につき +6単位)					

注：中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

5 介護予防居宅療養管理指導費

基本部分		注
イ 医師が行う場合 (月2回を原案)	(1) 介護予防居宅療養管理指導費(Ⅰ) (Ⅱ)以外	(一) 同一建物居住者以外の利用者に対して行う場合 (503単位)
		(二) 同一建物居住者に対して行う場合 (同一日の訪問) (452単位)
	(2) 介護予防居宅療養管理指導費(Ⅱ) (在宅時医学総合管理料又は特定施設入居時等医学総合管理料を算定する場合)	(一) 同一建物居住者以外の利用者に対して行う場合 (292単位)
		(二) 同一建物居住者に対して行う場合 (同一日の訪問) (262単位)
ロ 歯科医師が行う場合 (月2回を原案)	(1) 同一建物居住者以外の利用者に対して行う場合 (503単位)	
	(2) 同一建物居住者に対して行う場合(同一日の訪問) (452単位)	
ハ 薬剤師が行う場合	(1) 病院又は診療所の薬剤師が行う場合 (月2回を原案)	(一) 同一建物居住者以外の利用者に対して行う場合 (553単位)
		(二) 同一建物居住者に対して行う場合 (同一日の訪問) (387単位)
	(2) 薬局の薬剤師の場合 (月4回を原案)	(一) 同一建物居住者以外の利用者に対して行う場合 (503単位)
		(二) 同一建物居住者に対して行う場合 (同一日の訪問) (362単位)
注 特別な薬剤の投薬が行われている在宅の利用者又は居住系施設入居者等に対して、当該薬剤の投薬に関する必要な薬学的管理指導を行った場合 +100単位		
ニ 管理栄養士が行う場合 (月2回を原案)	(1) 同一建物居住者以外の利用者に対して行う場合 (503単位)	
	(2) 同一建物居住者に対して行う場合 (同一日の訪問) (452単位)	
ホ 歯科衛生士が行う場合 (月4回を原案)	(1) 同一建物居住者以外の利用者に対して行う場合 (352単位)	
	(2) 同一建物居住者に対して行う場合 (同一日の訪問) (302単位)	
ヘ 保健師、看護師が行う場合	(1) 同一建物居住者以外の利用者に対して行う場合 (402単位)	注 介護講師が行う場合 ×90/100
	(2) 同一建物居住者に対して行う場合(同一日の訪問) (362単位)	

※ ハ(2)-(一)(二)について、がん末期の患者及び中心静脈栄養患者については、週2回かつ月8回算定できる。

6 介護予防通所介護費

基本部分			注		注	注	注
			利用者の数が利用定員を超える場合	看護・介護職員の員数が基準に満たない場合	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	若年性認知症利用者受入加算	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に介護予防通所介護を行う場合
イ 介護予防通所介護費	要支援1 (1月につき 2,115単位)		×70/100	×70/100	+5/100	1月につき +240単位	-376単位
	要支援2 (1月につき 4,236単位)						-752単位
ロ 生活機能向上グループ活動加算 (1月につき 100単位を加算)							
ハ 運動器機能向上加算 (1月につき 225単位を加算)							
ニ 栄養改善加算 (1月につき 150単位を加算)							
ホ 口腔機能向上加算 (1月につき 150単位を加算)							
ヘ 選択的サービス複数実施加算	(1) 選択的サービス複数実施加算(Ⅰ)	運動器機能向上及び栄養改善 (1月につき 480単位を加算)					
		運動器機能向上及び口腔機能向上 (1月につき 480単位を加算)					
	(2) 選択的サービス複数実施加算(Ⅱ)	栄養改善及び口腔機能向上 (1月につき 480単位を加算)					
		運動器機能向上、栄養改善及び口腔機能向上 (1月につき 700単位を加算)					
ト 事業所評価加算 (1月につき 120単位を加算)							
チ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	要支援1 (1月につき 48単位を加算)					
		要支援2 (1月につき 96単位を加算)					
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	要支援1 (1月につき 24単位を加算)					
		要支援2 (1月につき 48単位を加算)					
リ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×19/1000)	注 所定単位は、イからチまでにより算定した単位数の合計					
(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +(1)の90/100)							
(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +(1)の80/100)							

： 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

7 介護予防通所リハビリテーション費

基本部分			注		注	注	注
			利用者の数が利用定員を超える場合	医師、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士、看護・介護職員の員数が基準に満たない場合	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	若年性認知症利用者受入加算	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に介護予防通所リハビリテーションを行う場合
イ 介護予防通所リハビリテーション費	病院又は診療所の場合	要支援1 (1月につき 2,433単位)	×70/100	×70/100	+5/100	1月につき +240単位	-376単位
		要支援2 (1月につき 4,870単位)					-752単位
	介護老人保健施設の場合	要支援1 (1月につき 2,433単位)					-376単位
		要支援2 (1月につき 4,870単位)					-752単位
ロ 運動器機能向上加算 (1月につき 225単位を加算)							
ハ 栄養改善加算 (1月につき 150単位を加算)							
ニ 口腔機能向上加算 (1月につき 150単位を加算)							
ホ 選択的サービス複数実施加算	(1) 選択的サービス複数実施加算(Ⅰ)	運動器機能向上及び栄養改善 (1月につき 480単位を加算)					
		運動器機能向上及び口腔機能向上 (1月につき 480単位を加算)					
	(2) 選択的サービス複数実施加算(Ⅱ)	栄養改善及び口腔機能向上 (1月につき 480単位を加算)					
		運動器機能向上、栄養改善及び口腔機能向上 (1月につき 700単位を加算)					
ヘ 事業所評価加算 (1月につき 120単位を加算)							
ト サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	要支援1 (1月につき 48単位を加算)					
		要支援2 (1月につき 96単位を加算)					
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	要支援1 (1月につき 24単位を加算)					
		要支援2 (1月につき 48単位を加算)					
チ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×17/1000)	注 所定単位は、イからチまでにより算定した単位数の合計					
(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +(1)の90/100)							
(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +(1)の80/100)							

： 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

8 介護予防短期入所生活介護費

基本部分			注			注	注	注	注	注	
			夜勤を行う職員の勤務条件基準を満たさない場合	利用者の数及び入所者の数の合計数が入所定員を超える場合	介護・看護職員の員数が基準に満たない場合は	常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	機能訓練体制加算	認知症行動・心理症状緊急対応加算	若年性認知症利用者受入加算	利用者に対して送迎を行う場合	
イ 介護予防短期入所生活介護費 (1日につき)	(1) 単独型介護予防短期入所生活介護費	(一) 単独型介護予防短期入所生活介護費(Ⅰ) 〈従来型個室〉	要支援1 (486 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	×97/100	1日につき +12単位	1日につき +200単位 (7日間を限度)	1日につき +120単位	片道につき +184単位
		要支援2 (603 単位)									
	(2) 併設型介護予防短期入所生活介護費	(一) 併設型介護予防短期入所生活介護費(Ⅰ) 〈従来型個室〉	要支援1 (458 単位)								
		要支援2 (569 単位)									
ロ ユニット型介護予防短期入所生活介護費 (1日につき)	(1) 単独型ユニット型介護予防短期入所生活介護費	(一) 単独型ユニット型介護予防短期入所生活介護費(Ⅰ) 〈ユニット型個室〉	要支援1 (567 単位)								
		要支援2 (690 単位)									
	(2) 併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費	(一) 併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費(Ⅰ) 〈ユニット型個室〉	要支援1 (536 単位)								
		要支援2 (666 単位)									
	(2) 併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費	(二) 併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費(Ⅱ) 〈ユニット型準個室〉	要支援1 (567 単位)								
		要支援2 (690 単位)									
(2) 併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費	(二) 併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費(Ⅱ) 〈ユニット型準個室〉	要支援1 (536 単位)									
	要支援2 (666 単位)										
ハ 療養食加算 (1日につき 23単位を加算)											
ニ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき 12単位を加算)										
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 6単位を加算)										
	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)										
ホ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×25/1000)										
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +(1)の90/100)										
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +(1)の80/100)										
			注 所定単位は、イからニまでにより算定した単位数の合計								
: 介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目											

9 介護予防短期入所療養介護費

イ 介護老人保健施設における介護予防短期入所療養介護費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注			
		移動を行う職員 の勤務条件基準 を満たさない場 合	所用者の数及び 入所者の数の合 計制が入所定員 を超えたる場合	医師、看護職 員、介護職員、 理学療法士、作 業療法士又は 言語聴覚士の員 数が基準に満た ない場合	実際のユニット リーダーモユニ ットに配置してい ない等ユニット 7人における体制 が基準に満たな い場合	移動職員配置 加算	リハビリテーショ ン機能強化加算	個別リハビリテ ーション実施加算	認知症行動心 理症状緊急対 応加算	若年性認知症 利用者受入加 算	利用者に対して 退避を行う場合	
(1) 介護老人保健施設 介護予防短期入所 療養介護費 (1日につき)	(一) 介護老人保健施設介護予 防短期入所療養介護費(Ⅰ)	a 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ⅰ) <従来型個室>【従来型】	要支援1 (579 単位)									
			要支援2 (720 単位)									
		b 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ⅱ) <従来型個室>【在宅強化型】	要支援1 (609 単位)									
			要支援2 (749 単位)									
		(二) 介護老人保健施設介護予 防短期入所療養介護費(Ⅱ) <療養型老健・看護職員を配置>	c 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ⅲ) <多床室>【従来型】	要支援1 (616 単位)								
			要支援2 (770 単位)									
	d 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ⅳ) <多床室>【在宅強化型】		要支援1 (649 単位)									
			要支援2 (804 単位)									
		(三) 介護老人保健施設介護予 防短期入所療養介護費(Ⅲ) <療養型老健・看護職員を配置>	a 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ⅴ) <従来型個室>【療養型】	要支援1 (583 単位)								
			要支援2 (724 単位)									
	b 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ⅵ) <従来型個室>【療養強化型】		要支援1 (583 単位)									
			要支援2 (724 単位)									
	(四) 介護老人保健施設介護予 防短期入所療養介護費(Ⅳ) <療養型老健・看護オンコール体制>	c 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ⅶ) <多床室>【療養型】	要支援1 (623 単位)									
		要支援2 (778 単位)										
d 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ⅷ) <多床室>【療養強化型】		要支援1 (623 単位)										
		要支援2 (778 単位)										
(2) ユニット型介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) ユニット型介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)	a ユニット型介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ⅱ) <ユニット型個室>【従来型】	要支援1 (623 単位)	×97/100	×70/100	×70/100						
			要支援2 (780 単位)									
		b ユニット型介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ⅲ) <ユニット型個室>【在宅強化型】	要支援1 (656 単位)									
			要支援2 (813 単位)									
		(二) ユニット型介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) <療養型老健・看護職員を配置>	c ユニット型介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ⅴ) <ユニット型個室>【従来型】	要支援1 (623 単位)								
			要支援2 (780 単位)									
	d ユニット型介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ⅵ) <ユニット型個室>【療養強化型】		要支援1 (656 単位)									
			要支援2 (813 単位)									
		(三) ユニット型介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ) <療養型老健・看護オンコール体制>	e ユニット型介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ⅷ) <ユニット型個室>【療養型】	要支援1 (650 単位)								
			要支援2 (807 単位)									
	f ユニット型介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ⅸ) <ユニット型個室>【療養強化型】		要支援1 (650 単位)									
			要支援2 (807 単位)									
	(四) ユニット型介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費(Ⅳ) <療養型老健・看護オンコール体制>	g ユニット型介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ⅺ) <ユニット型個室>【療養型】	要支援1 (650 単位)									
		要支援2 (807 単位)										
h ユニット型介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ⅻ) <ユニット型個室>【療養強化型】		要支援1 (650 単位)										
		要支援2 (807 単位)										
注 特別療養費												
注 療養体制維持特別加算 (1日につき 27単位を加算)												
(3) 療養食加算 (1日につき 23単位を加算)												
(4) 緊急時施設療養費	(一) 緊急時治療管理 【療養型老健以外の場合 (1月に1回3日を限度に1日につき511単位を算定) 【療養型老健の場合 (1月に1回3日を限度に1日につき511単位を算定)】											
	(二) 特定治療											
(5) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算(ⅰ) (1日につき 12単位を加算)											
	(二) サービス提供体制強化加算(ⅱ) (1日につき 6単位を加算)											
	(三) サービス提供体制強化加算(ⅲ) (1日につき 6単位を加算)											
(6) 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算(ⅰ) (1月につき 所定単位×15/1000)											
	(二) 介護職員処遇改善加算(ⅱ) (1月につき 十(一)の90/100)											
	(三) 介護職員処遇改善加算(ⅲ) (1月につき 十(一)の80/100)											
注 所定単位は、(1)から(5)までの算定した単位数の合計												

： 特別療養費と緊急時施設療養費、介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※ PT-OT-STによる人員配置減算を適用する場合には、リハビリテーション機能強化加算は算定しない。

ロ 療養病床を有する病院における介護予防短期入所療養介護費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注		
		夜勤を行う職員の勤務条件基準を満たさない場合	利用者の数及び入居患者の数の合計数が入居患者の定員を超える場合	看護・介護職員の員数が基準に満たない場合又は	看護師が基準に定められた看護職員の数に20/100を乗じて得た数未満の場合	給地の医師確保計画を提出したもので、医師の数が基準に定められた医師の員数に60/100を乗じて得た数未満である場合	給地の医師確保計画を提出したもので、医師の数が基準に定められた医師の員数に60/100を乗じて得た数未満である場合	常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアに未整備である場合	廊下幅が設備基準を満たさない場合	医師の配置について医療法施行規則第49条の規定が適用されている場合	夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準の区分による加算	認知症行動・心理状態変化対応加算	若年性認知症利用者受入加算	利用者に対し送迎を行う場合
(1) 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)	a. 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ) 〈従来型個室〉	要支援1 (556 単位)	-25単位	×70/100	×90/100	×90/100	×90/100	病院療養病床療養環境減算 -25単位	-12単位	夜間勤務等看護(Ⅰ) +23単位	1日につき +200単位 (7日間を限度)	1日につき +120単位	片道につき +184単位	
		要支援2 (690 単位)												
	看護<6.1>介護<4.1>	要支援1 (618 単位)												
		要支援2 (773 単位)												
	b. 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) 〈多床室〉	要支援1 (521 単位)												
		要支援2 (646 単位)												
看護<6.1>介護<5.1>	要支援1 (583 単位)													
	要支援2 (729 単位)													
(2) 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)	a. 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ) 〈従来型個室〉	要支援1 (556 単位)	-25単位	×70/100	×90/100	×90/100	×90/100	病院療養病床療養環境減算 -25単位	-12単位	夜間勤務等看護(Ⅰ) +23単位	1日につき +200単位 (7日間を限度)	1日につき +120単位	片道につき +184単位	
		要支援2 (690 単位)												
	看護<6.1>介護<4.1>	要支援1 (618 単位)												
		要支援2 (773 単位)												
	b. 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) 〈多床室〉	要支援1 (556 単位)												
		要支援2 (690 単位)												
看護<6.1>介護<4.1>	要支援1 (618 単位)													
	要支援2 (773 単位)													
(3) ユニットの病院療養病床介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)	a. ユニットの病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ) 〈ユニット個室〉	要支援1 (625 単位)	-25単位	×70/100	×90/100	×90/100	×97/100	病院療養病床療養環境減算 -25単位	-12単位	夜間勤務等看護(Ⅰ) +23単位	1日につき +200単位 (7日間を限度)	1日につき +120単位	片道につき +184単位	
		要支援2 (782 単位)												
	b. ユニットの病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) 〈ユニット準個室〉	要支援1 (625 単位)												
		要支援2 (782 単位)												
	看護<6.1>介護<4.1>	要支援1 (618 単位)												
		要支援2 (773 単位)												
(4) ユニットの病院療養病床介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)	a. ユニットの病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ) 〈ユニット個室〉	要支援1 (625 単位)	-25単位	×70/100	×90/100	×90/100	×97/100	病院療養病床療養環境減算 -25単位	-12単位	夜間勤務等看護(Ⅰ) +23単位	1日につき +200単位 (7日間を限度)	1日につき +120単位	片道につき +184単位	
		要支援2 (782 単位)												
	b. ユニットの病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) 〈ユニット準個室〉	要支援1 (625 単位)												
		要支援2 (782 単位)												
	看護<6.1>介護<4.1>	要支援1 (618 単位)												
		要支援2 (773 単位)												
(5) 療養食加算 (1日につき 23単位を加算)														
(6) 特定診療費														
(7) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき 12単位を加算)													
	(二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 6単位を加算)													
	(三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)													
(8) 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×11/1000)	注 所定単位は、(1)から(7)までにより算定した単位数の合計												
	(二) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +(一)の90/100)													
	(三) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +(一)の80/100)													

※ 特定診療費、介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※ 医師の人員配置減算を適用する場合には、医師経過措置減算を適用しない。

※ 夜間勤務条件減算を適用する場合には、夜間勤務等看護加算を適用しない。

ハ 診療所における介護予防短期入所療養介護費

基本部分				注	注	注	注	注	注
				利用者の数及び入院患者の数の合計数が入院患者の定員を超える場合	常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	廊下幅が設備基準を満たさない場合	認知症行動・心理症状緊急対応加算	若年性認知症利用者受入加算	利用者に対して送迎を行う場合
(1) 診療所介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) 診療所介護予防短期入所療養介護費 (I)	a. 診療所介護予防短期入所療養介護費 (i) <従来型個室>	要支援1 (539 単位)	×70/100	診療所設備基準減算 -60単位	1日につき +200単位 (7日間を限度)	1日につき +120単位	片道につき +184単位	
			要支援2 (669 単位)						
		b. 診療所介護予防短期入所療養介護費 (ii) <多床室>	要支援1 (601 単位)						
			要支援2 (752 単位)						
	(二) 診療所介護予防短期入所療養介護費 (II)	a. 診療所介護予防短期入所療養介護費 (i) <従来型個室>	要支援1 (471 単位)						
			要支援2 (583 単位)						
		b. 診療所介護予防短期入所療養介護費 (ii) <多床室>	要支援1 (538 単位)						
			要支援2 (673 単位)						
(2) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費 (I) <ユニット個室>		要支援1 (608 単位)	×97/100					
			要支援2 (761 単位)						
	(二) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費 (II) <ユニット準個室>		要支援1 (608 単位)						
			要支援2 (761 単位)						
(3) 療養食加算 (1日につき 23単位を加算)									
(4) 特定診療費									
(5) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算 (I) (1日につき 12単位を加算)								
	(二) サービス提供体制強化加算 (II) (1日につき 6単位を加算)								
	(三) サービス提供体制強化加算 (III) (1日につき 6単位を加算)								
(6) 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算 (I) (1月につき + 所定単位×11/1000)			注 所定単位は、(1)から(5)までにより算定した単位数の合計					
	(二) 介護職員処遇改善加算 (II) (1月につき + (一)の90/100)								
	(三) 介護職員処遇改善加算 (III) (1月につき + (一)の80/100)								

： 特定診療費、介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

二 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における介護予防短期入所療養介護費

基本部分				注					注	注							
				利用者の数及び入院患者の数の合計が入院患者の定員を超える場合	看護・介護職員の数に満たない場合 又は	看護師が基準に定められた看護職員の員数に20/100を乗じて得た数未満の場合 又は	僻地の医師確保計画を届出たもので、医師の数が基準に定められた医師の員数に60/100を乗じて得た数未満である場合 又は	僻地の医師確保計画を届出たもの以外で、医師の数が基準に定められた医師の員数に60/100を乗じて得た数未満である場合 又は	常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	利用者に対して送迎を行う場合							
(1) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(1日につき)	大学病院	a.認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(I) <従来型個室>	要支援1 (850 単位)	×70/100	×70/100	×90/100	-12単位	×90/100		片道につき +184単位							
			要支援2 (1,011 単位)														
		看護<3:1> 介護<6:1>	要支援1 (960 単位)														
			要支援2 (1,115 単位)														
		一般病院	a.認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(I) <従来型個室>								要支援1 (784 単位)						
											要支援2 (953 単位)						
	看護<4:1> 介護<4:1>		要支援1 (846 単位)														
			要支援2 (1,036 単位)														
	a.認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(II) <従来型個室>		要支援1 (761 単位)														
			要支援2 (925 単位)														
	看護<4:1> 介護<5:1>	要支援1 (823 単位)															
		要支援2 (1,008 単位)															
	(2) 認知症疾患型経過型介護予防短期入所療養介護費(1日につき)	a.認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(IV) <従来型個室>	要支援1 (749 単位)	×70/100	×70/100	×90/100	-12単位	×90/100									
			要支援2 (909 単位)														
		看護<4:1> 介護<6:1>	要支援1 (811 単位)														
要支援2 (993 単位)																	
a.認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(V) <従来型個室>		要支援1 (687 単位)															
		要支援2 (848 単位)															
経過措置型	要支援1 (797 単位)																
	要支援2 (952 単位)																
(3) ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(1日につき)	a.ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(I) <ユニット型個室>	要支援1 (591 単位)	×70/100	×70/100	×90/100	-12単位	×90/100		×97/100								
		要支援2 (752 単位)															
	看護<4:1> 介護<6:1>	要支援1 (653 単位)															
		要支援2 (835 単位)															
	a.ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(II) <ユニット型準備室>	要支援1 (962 単位)															
		要支援2 (1,118 単位)															
b.ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(II) <ユニット型準備室>	要支援1 (962 単位)																
	要支援2 (1,118 単位)																
大学病院	a.ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(I) <ユニット型個室>	要支援1 (853 単位)	×70/100	×70/100	×90/100	-12単位	×90/100		×97/100								
		要支援2 (1,045 単位)															
一般病院	b.ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(II) <ユニット型準備室>	要支援1 (853 単位)															
		要支援2 (1,045 単位)															
(4) 療養食加算 (1日につき 23単位を加算)																	
(5) 特定診療費																	
(6) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算(I) (1日につき 12単位を加算)																
	(二) サービス提供体制強化加算(II) (1日につき 6単位を加算)																
	(三) サービス提供体制強化加算(III) (1日につき 6単位を加算)																
(7) 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算(I) (1月につき +所定単位×11/1000)			注 所定単位は、(1)から(6)までにより算定した単位数の合計													
	(二) 介護職員処遇改善加算(II) (1月につき +(一)の90/100)																
	(三) 介護職員処遇改善加算(III) (1月につき +(一)の80/100)																

： 特定診療費、介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

10 介護予防特定施設入居者生活介護費

基本部分		注	注	注	注	注	注
		看護・介護職員の員数が基準に満たない場合	介護職員の員数が基準に満たない場合	個別機能訓練加算	医療機関連携加算	障害者等支援加算	委託先である指定介護予防サービス事業者により介護予防サービスが行われる場合
イ 介護予防特定施設入居者生活介護費 (1日につき)	要支援1 (197 単位)	×70/100		1日につき +12単位	1月につき +80単位		
	要支援2 (456 単位)						
ロ 外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護費 (1日につき 58 単位)			×70/100			1日につき +20単位	・介護予防訪問系及び介護予防通所系サービス 通常の各サービスの基本部分の報酬単位の 90/100 (介護予防通所介護等の選択的サービス(運動器機能向上、栄養改善、口腔機能向上)の加算が可能) ・介護予防福祉用具貸与 介護予防の福祉用具貸与と同様 ※ただし、基本部分も含めて介護予防サービスの区分支給限度額を限度とする。
ハ 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×30/1000)	注 所定単位は、イからロまでにより算定した単位数の合計					
	(二) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +(一)の90/100)						
	(三) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +(一)の80/100)						

※ 限度額 要支援1 5,003単位
要支援2 10,479単位

11 介護予防福祉用具貸与費

基本部分		注	注	注
		特別地域介護予防福祉用具貸与加算	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算
介護予防福祉用具貸与費 (現に指定介護予防福祉用具貸与に要した費用の額を当該事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数)	車いす	交通費に相当する額を事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数を加算 (個々の用具ごとに貸与費の100/100を限度)	交通費に相当する額の2/3に相当する額を事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数を加算 (個々の用具ごとに貸与費の2/3を限度)	交通費に相当する額の1/3に相当する額を事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数を加算 (個々の用具ごとに貸与費の1/3を限度)
	車いす付用品			
	特殊寝台			
	特殊寝台付用品			
	床ずれ防止用具			
	体位変換器			
	手すり			
	スロープ			
	歩行器			
	歩行補助つえ			
	認知症老人徘徊感知機器			
移動用リフト				
自動排泄処理装置				

： 特別地域介護予防福祉用具貸与加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算は、支給限度額管理の対象外となる算定項目

※ 要支援1又は要支援2の者については、車いす、車いす付用品、特殊寝台、特殊寝台付用品、床ずれ防止用具、体位変換器、認知症老人徘徊感知機器、移動用リフト、自動排泄処理装置を算定しない。(ただし、別に厚生労働大臣が定める状態にある者を除く。)

Ⅱ 指定介護予防支援介護給付費単位数の算定構造

介護予防支援費

基本部分	
イ 介護予防支援費(1月につき)	(414単位)
ロ 初回加算	(+300単位)
ハ 介護予防小規模多機能型居宅介護事業所連携加算	(+300単位)